A microscopic view of several coronavirus particles, characterized by their spherical shape and numerous spike-like projections (glycoprotein spikes) extending from their surface. The particles are rendered in shades of blue and white against a dark, textured background.

新型コロナウイルス感染拡大前後における 救急業務の変化について

新潟市消防局 救急課
澤口 義晃

総務省消防庁 新型コロナウイルス感染症関連関係通知一覧

新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

- これまで、都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を **18回** 発信。
- 救急隊員の行う**感染防止対策**など具体的手順の徹底
 - **保健所等関係機関**との密な情報共有、連絡体制の構築、**救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力** など

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 1月16日(木)	「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」(事務連絡)	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの
② 1月28日(火)	「新型コロナウイルス感染症への対応について」(事務連絡)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの
③ 2月1日(土)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第24号・消防救第28号通知)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行後の消防機関における対応を確認するもの(→のち、④の発出に際して廃止)
④ 2月4日(火)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第26号・消防救第32号通知)	厚生労働省から新たに示された「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を踏まえた消防機関における対応を確認するもの(→のち、⑤の発出に際して一部改正)
⑤ 2月15日(土)	「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」(事務連絡)	救急隊員の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、2月4日に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの
⑥ 2月28日(金)	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」(事務連絡)	改めて感染防止対策の徹底を図るとともに、消防機関が移送することとなった場合の移送先医療機関の決定等に困難が生じることのないよう、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの
⑦ 3月10日(火)	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定等について」(事務連絡)	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定や、救急隊の感染防止対策の改めての徹底等を確認するもの
⑧ 3月19日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討を求める事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(→のち、⑨の発出に際して廃止)
⑨ 3月26日(木)	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討を求める事務連絡が改訂されたことを踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑩ 4月14日(火)	「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応についての事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑪ 4月18日(土)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施についての事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの(→のち、⑫の発出に際して廃止)
⑫ 4月23日(木)	「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について(依頼)」(消防救第103号通知)	発熱等を伴う傷病者への対応に関して、受入医療機関の決定に苦慮する事案が報告されていることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」実施への協力を求めるとともに、関係者との間での情報共有など必要な対応を求めるもの
⑬ 4月27日(月)	「心臓停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」(消防救第109号通知)	日本臨床救急医学会より消防庁へ提言のあった「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心臓停止傷病者への対応について(消防機関による対応ガイドライン)」を消防機関宛て情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの
⑭ 5月13日(水)	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施についての事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの
⑮ 5月27日(水)	「「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について」(消防消第163号・消防救第130号通知)	厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を一部改正する通知が発出されたことを踏まえ、2月4日付け消防庁通知(上記④)の内容を一部改正した旨を周知するもの
⑯ 5月27日(水)	「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、新型コロナウイルス感染症患者等の移送等に関する事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び消防機関に移送協力要請があった際の適切な対応などを求めるもの
⑰ 6月19日(金)	「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備に関する事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの
⑱ 10月23日(金)	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡)	厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して発出された、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に関する事務連絡を踏まえ、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求めるもの

引用：総務省消防庁ホームページから

消防消第 24 号
消防救第 28 号
令和 2 年 2 月 1 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)
消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

令和 2 年 1 月 31 日未明(日本時間)、新型コロナウイルスに関連した感染症について、世界保健機構(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」に該当すると宣言しました。

それに先立つ 28 日、新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)(以下、「感染症法」という。)第 6 条第 8 項に規定する「指定感染症」として取り扱うことを旨とする「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和 2 年政令第 11 号)が決定されました。当該政令は、公布の日から起算して 10 日を経過した日(令和 2 年 2 月 7 日)から施行することとされていたところですが、今般の WHO の宣言等を受け、当該政令の施行期日を改めることが閣議決定され、公布の日から起算して 4 日を経過した日(令和 2 年 2 月 1 日)から施行されることとなりました。

これに伴い、今後、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある患者が発生した場合における対応等が示される予定ですが、それまでの間、新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある傷病者が発生した場合の消防機関における具体的な対応は下記のとおりとします。内容について、十分に御留意いただくとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。また、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

新潟市消防局の対応

新型コロナウイルス感染症に関する対応について【時系列】

消防庁救急企画室の通知・事務連絡を基に、都度改正し対応

通知等の発出日		通知等の件名	通知等の内容
①	R2.2.1	新型コロナウイルス感染症に関する対応の暫定運用について	消防庁救急企画室より「新型コロナウイルス感染症の対応について」の事務連絡を受けて作成
②	R2.2.7	新型コロナウイルス感染症に関する対応の変更について	保健所等の連絡体制、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の要件を変更、駆け込み対応・健康観察フローを追加
③	R2.2.14	新型コロナウイルス感染症に関する対応の一部改正について	流行地域の追加
④	R2.2.21	新型コロナウイルス感染症に関する対応の一部改正について	発熱事案についての対応を明確化 PCR検査該当事案の対応時、装備不適切事案の際の対応を明確化
⑤	R2.2.27	新型コロナウイルス感染症に関する対応の一部改正について	内容の見直し 現場で発熱を確認した場合の対応について明確化
⑥	R2.3.5	新型コロナウイルス感染症に関する対応の一部改正について	通報時、内容不明な場合は感染防止対策強化について明確化 車内の換気について明確化
⑦～⑩	R2.3.10	新型コロナウイルス感染症に関する対応の一部改正について	流行地域の追加 (3.16、3.26、3.31についても同通知を発出)
⑪	R2.4.8	救急活動における感染防止対策の強化について	全救急事案で感染防止対策強化について明確化
⑫	R2.4.14	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における消毒要領について	消毒要領について視聴覚資料を作成
⑬	R2.4.30	軽症患者宿泊療養施設からの救急搬送について	宿泊療養施設からの救急搬送について明確化 (県知事からの協力依頼)
⑭	R2.5.19	新型コロナウイルス感染症に関する対応要領について	対応要領を作成(関連する通知及び現在の対応の整合性を図るため) ※現状、当局では本対応要領を基に対応

※新潟市では令和2年2月29日に1例目の発生があり、12月2日現在、201例発生してる(うち、23例は救急隊が搬送)

関係部局との連携

【県消防主管部局】

- 救急・周産期・小児医療体制確保（受入医療機関の登録）
- 救急搬送困難事案の情報共有
- 軽症患者宿泊療養施設からの救急搬送（県知事からの協力依頼）
- 新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者受入体制整備（重点・協力医療機関指定）

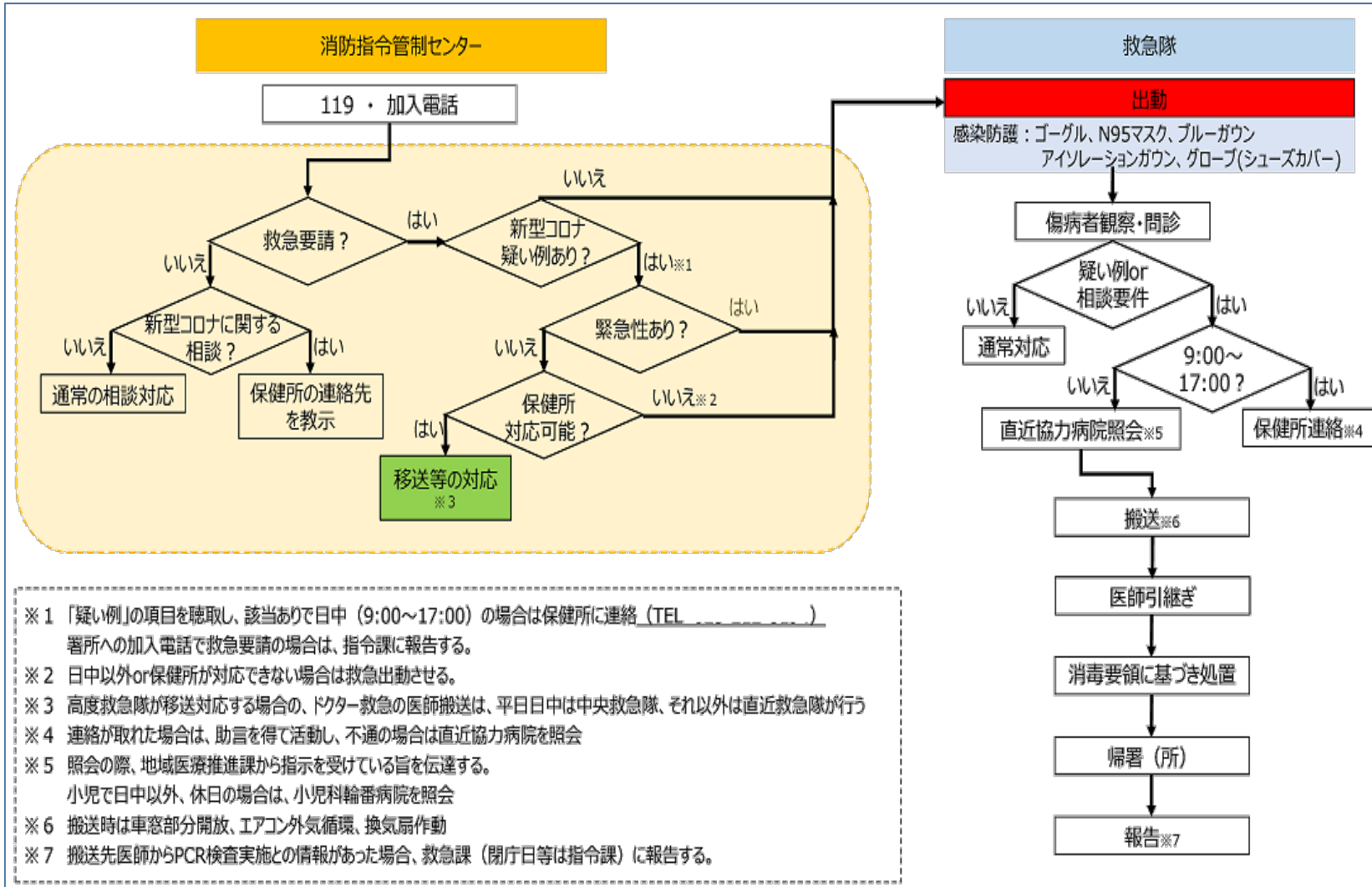
【市保健所】

- 陽性患者の移送協力（協定に基づき対応）
- 協力医療機関の調整
- 情報共有、連絡体制の構築（事案発生時における対応の指導・助言）

【市危機管理防災局】

- 陽性者発生時の早期情報共有

■ 新型コロナウイルス感染症対応要領フロー



通常の聴取内容にコロナ関連項目を追加し対応

- コロナ患者の有無
- 発熱・呼吸器症状等の有無
- **中国武漢等**への渡航歴の有無
- 上記該当者との接触歴

- コロナ患者の有無
- 発熱・呼吸器症状等の有無
- **海外流行拡大地域**への渡航歴の有無
- 上記該当者との接触歴

- コロナ患者の有無
- 発熱・呼吸器症状等の有無
- **国内流行拡大地域**への往来の有無
- 上記該当者との接触歴

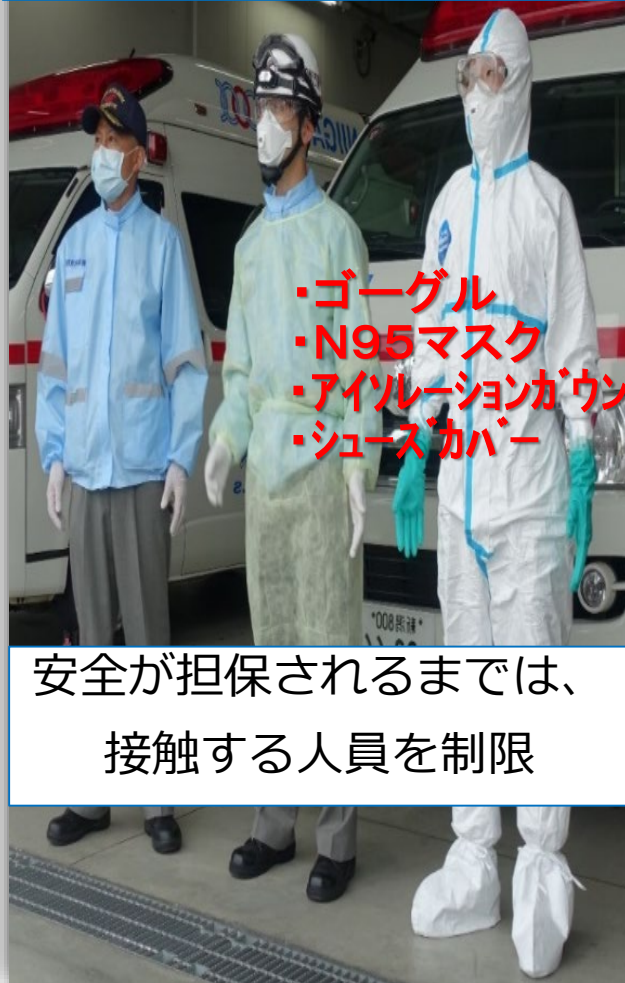
119通報・口頭指導について ②

119通報

入電した内容から**感染防護レベルを判断**
↳ 通報者の協力が不可欠

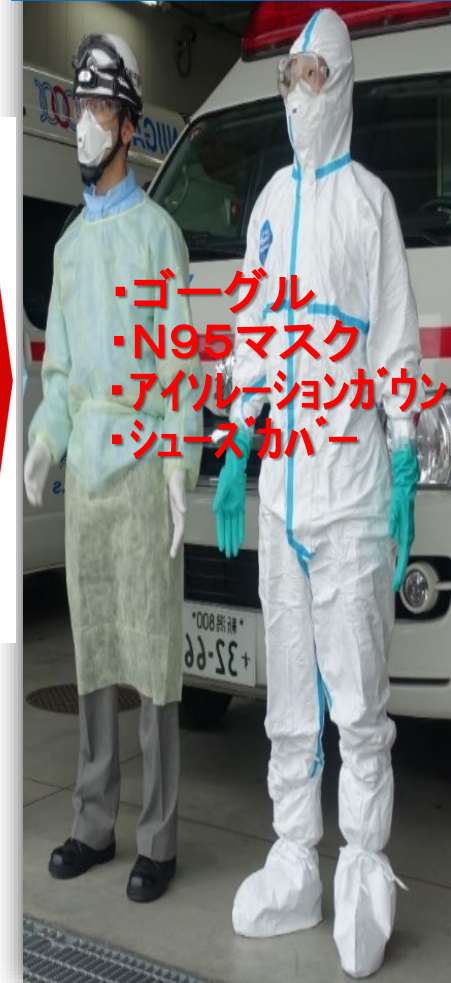
プレアラライバルコール（到着前に通報者へ架電）
情報収集した内容から**感染防護レベルを再度判断**

情報収集できた内容から
感染防護レベルを判断



無症状コロナ患者の発生・発症2日前からの感染例報告
感染防護不備事案が散見

4 / 8 から全事案対象
感染防護を強化



感染防護不備事案の消失

119 通報受信・口頭指導について ③

～新型コロナウイルス感染拡大の状況下における口頭指導について～
(4月27日付け通知発出：日本臨床救急学会提言)

1 心肺停止の確認

胸全体の上下動等で判断し、傷病者の口元に通報者の顔面を近づけない。

2 胸骨圧迫に伴うエアロゾルの飛散防止

傷病者の口元を覆うことが可能な場合に限り、胸骨圧迫を依頼する。

3 出動救急隊に対しCPR手順の変更点を確認

胸骨圧迫はBVM装着後からを指示

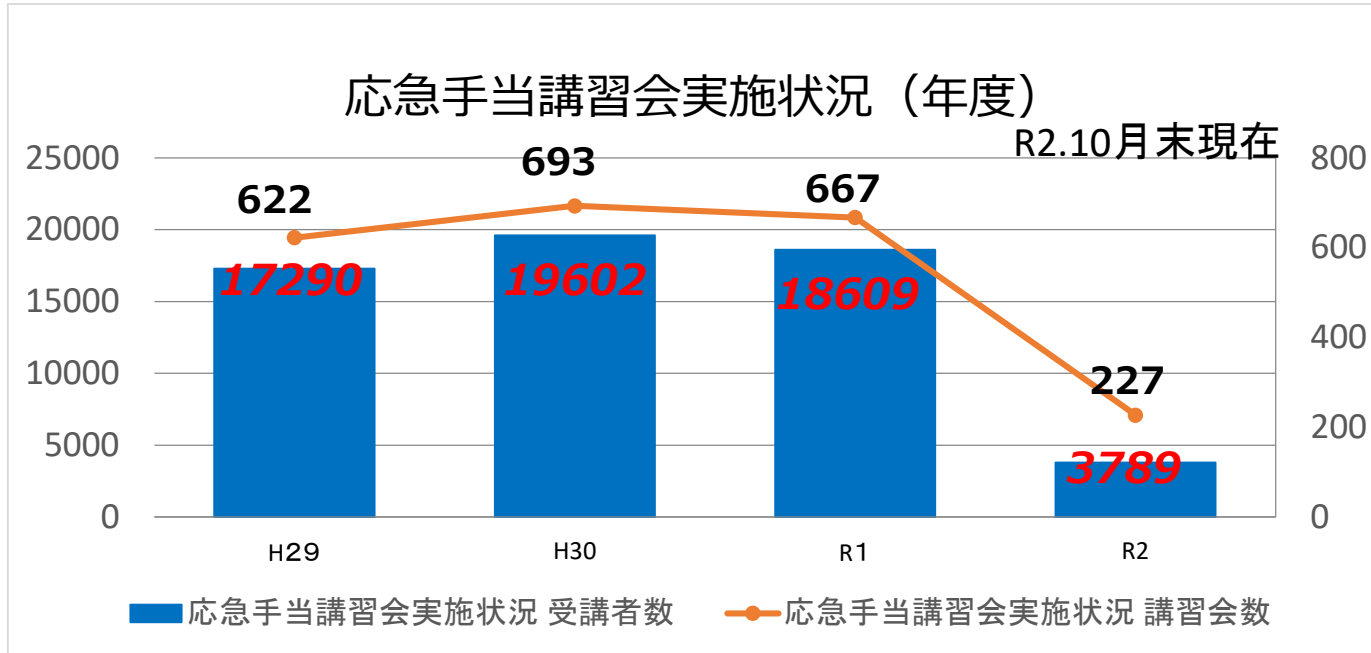
4 通報者にマスクの着用、換気（室内）を依頼



応急手当普及啓発について ①

・感染拡大防止のため中止（2月以降）

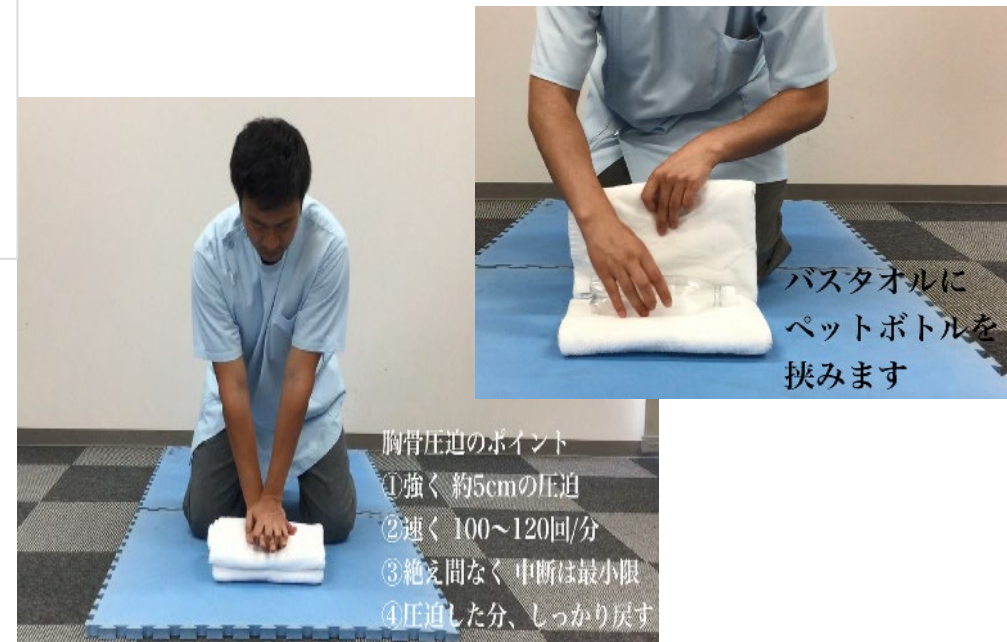
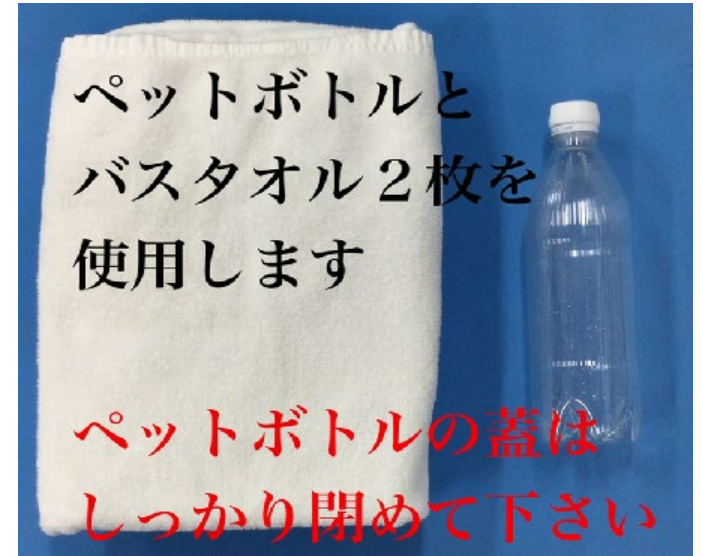
応急手当実施率低下を懸念→社会復帰率の低下を危惧



・ホームページ、SNSを活用し応急手当普及の情報発信

・BLS自主トレーニング動画配信を開始

・YouTubeへ動画配信を開始（新潟Cityチャンネル）



応急手当普及啓発について ②

7月から再開

新潟市主催イベント開催基準に準拠

応急手当講習会再開の条件

■会場

- ①入室前の手指消毒
- ②定期的な換気の実施
- ③2m間隔

■参加者

- ①マスク着用
- ②受付時の検温及び体調申告等

■指導者

- ①参加者との距離(2m以上)
- ②質疑や解説の制限

■講習会進行

- ①小まめな手指消毒と適時の換気
- ②人工呼吸の実技省略(視聴覚教材活用)
- ③発声は最小限
- ④訓練人形の共用なし

新型コロナ感染拡大前後の比較



収容人員の50%以下



医療機関との連携等

■ 医療機関との連携

- 1 コロナ疑い傷病者の受入れ手順を整理
- 2 搬入ルートや待機場所の指定

■ 医療機関からの要望・要請

- 1 ユニバーサルマスクの徹底（傷病者及び関係者）
- 2 「県外との往来」又は、それらとの接触について聴取徹底



さあ、新しい日常へ。